

議案第 44 号
議決第 号

専決処分について承認を求める件（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出
始良市長 湯元 敏浩

専決第7号

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年5月24日

始良市長 湯元 敏浩

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年3月25日11時30分頃、職員の運転する公用車が、始良市東餅田 内倉医院前市道（旧国道10号）を、重富方面から加治木方面に向かって走行中、前方の車両に追突し、追突により相手方車両が道路左側のブロック積外壁及び電柱に接触し、横転した事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の額 943,380円

2 損害賠償の相手方

